

○法務委員会  
内閣提出法律案(四件)

号番	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考
2 2 ※	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	五、二、二二	付託 五、二、二二 議決	議決 五、三、二九	議決 五、三、二九	付託 五、二、二二 議決	
2 3 ※	不動産登記法の一部を改正する法律案	〃	二、二、二二	付託 二、二、二八 議決	議決 四、一五	議決 四、一六	二、二、二二	
5 2	商法等の一部を改正する法律案	〃	三、九	付託 五、二、二二 議決	議決 六、三	議決 六、四	三、三〇	衆本会議趣旨説明 五、三、三〇 参本会議趣旨説明 五、二、二二
5 3	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	三、九	付託 五、二、二二 議決	議決 六、三	議決 六、四	三、三〇	

①注 ※は予算関係法律案

本院議員提出法律案（二件）

1 2 5 1 国 会	6	号 番	
製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案	検察審査会法の一部を改正する法律案	件 名	
穂山 篤君 外三名 四二、二	竹村泰子君 外四名 五五、一九	提出者 (月 日)	
	五 五、二五	予備送 付月日	
		衆へ 提出	
四 二、二	五 六三	付託 委員会	参 議 院
未 了	未 了	議決 委員会	
		議決 本会議	
		付託 委員会	衆 議 院
		議決 委員会	
		議決 本会議	
発議者変更		備 考	

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、判事補の員数を七人増加し、六百二十二人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加し、二万五千五百一人に改める。
- 三、この法律は、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適性迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を七人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、裁判官増員の展望、家庭裁判所の充実強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録

により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

不動産登記法の一部を改正する法律案（閣法第二二三号）

要旨

本法律案は、不動産登記手続の適正迅速な処理を図るとともに、不動産登記制度の利用者の利便に資するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、数個の建物が合体して一個の建物となった場合には、建物の所有者は、合体による建物の表示の登記を申請することを要し、登記官は、合体後の建物の表示の登記をした上で、その登記用紙に合体前の建物の抵当権等の登記を移記する。
- 二、登記所に不動産登記法第十七条の地図が備えられるまでの間、これに代えて地図に準ずる図面を備える規定を新設し、何人も手数料を納付してその閲覧を請求できる。
- 三、委任による登記申請のための代理権は、本人の死亡等の事由が生じても消滅しない。
- 四、登記済証が滅失した場合に登記申請書に添付することを要す

る保証書について、当該申請に係る不動産所在地の登記所以外の登記所で登記を受けた者も保証人となることができ。

五、地図を作製する場合において必要あるときは、登記官は、土地の所有者に異議がないときに限り、分筆及び合筆の登記をすることができる。

六、地役権の登記がある土地について合筆の登記を申請する場合において、合筆後の土地の一部に地役権が存続することとなるときは、その部分を示す図面の添付を要する。

七、予告登記に関する嘱託は、裁判所書記官が行う。また、原告勝訴の判決が確定した場合等における予告登記抹消の嘱託手続を設ける。

八、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました不動産登記法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、建物の合体に関する登記手続を整備し、地役権の登記がある土地の合筆の登記手続及び予告登記に関する手続を改善するとともに、閲覧に供するため登記所に地図に準ずる図面を

備え、本人の死亡等の場合にも登記申請代理権が消滅しないこととする等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、地図の整備状況、登記関係手数料の合理的あり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。  
以上御報告申し上げます。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

#### 要旨

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督是正機能を強固にするるとともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、株式会社の社債による資金調達、需要増大の状況にかんがみ、企業の資金調達方法の合理化を図り、あわせて社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の各一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株主の代表訴訟の訴額を九十五万円とみなすとともに、代表訴訟に勝訴した株主は訴訟に要した費用で訴訟費用でないものの相当額の支払を会社に対して請求することができる。

二、会社の会計帳簿等を閲覧謄写することができる株主の持株要件を発行済株式総数の十分の一から百分の三に緩和する。

三、監査役の任期を二年から三年に延長するとともに、大会社の監査役の員数を二人以上から三人以上に増員し、そのうち一人以上は、就任の前五年間、その会社又は子会社の取締役又は使用人でなかった者とするほか、監査役の全員で組織する監査役会の制度を設ける。

四、社債発行限度に関する規制を廃止し、これに代えて、発行会社が社債権者のために社債管理会社に社債の管理を委託することを原則的に義務付けるとともに、社債管理会社の義務及び権限を明確にし、また、担保附社債の募集公告の制度を廃止して、社債申込証により募集及び申込みをさせる等の改正をする。

五、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商法等の一部を改正する法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督是正機能を強固にするとともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、株式会社の社債による資金調達の需要の増大の状況にかんがみ、企業の資金調達の方法の合理化を図り、あわせて社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の各一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、株主の代表訴訟の訴訟の遂行に伴う株主の費用の負担を軽減すること。第二に、株主の会計帳簿等の閲覧謄写権の持株要件を十分の一から百分の三に緩和すること。第三に、監査役の任期を二年から三年に延長するとともに、大会社の監査役を増員して、いわゆる社外監査役と監査役会の制度を設けること。第四に、社債発行限度に関する規制を廃止するとともに、発行会社が社債権者のために社債管理会社に社債の管理を委託することを義務づけること等であります。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等二法律を廃止するとともに、非訟

事件手続法等六十九法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審査を進め、株主代表訴訟の訴額を九十五万円とみなす根拠、社外監査役及び監査役会設置の理由、社債発行限度規制の廃止と社債権者の保護、会社の監査機能の充実と使途不明金の解明等について質疑を行ったほか、参考人の意見を聴取する等慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対して附帯決議が付されております。

以上御報告申し上げます。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三三号）

#### 要旨

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等二法律を廃止するとともに、非訟事件手続法等六十九法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めよ

うとするものである。

委員長報告

前ページ参照